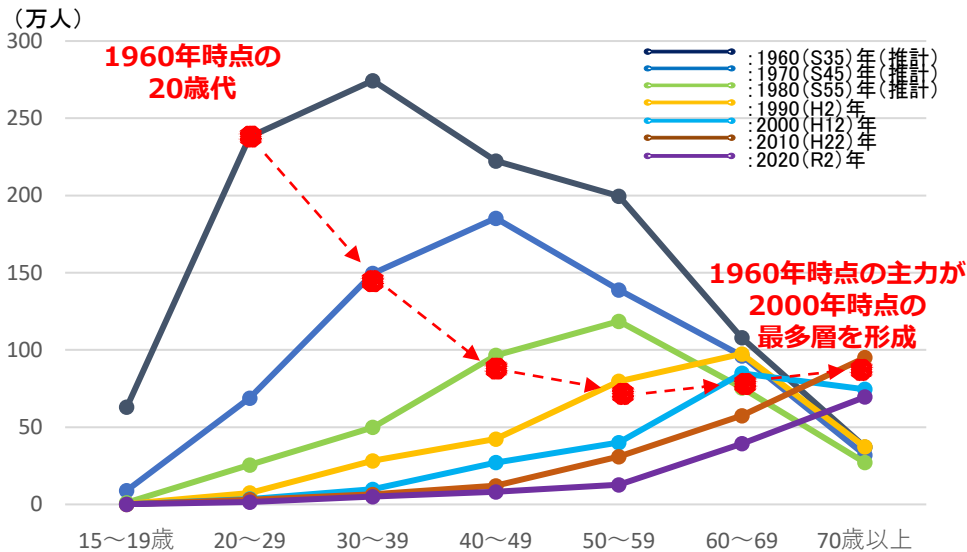


スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設に向けた検討

令和6年1月10日
農林水産省

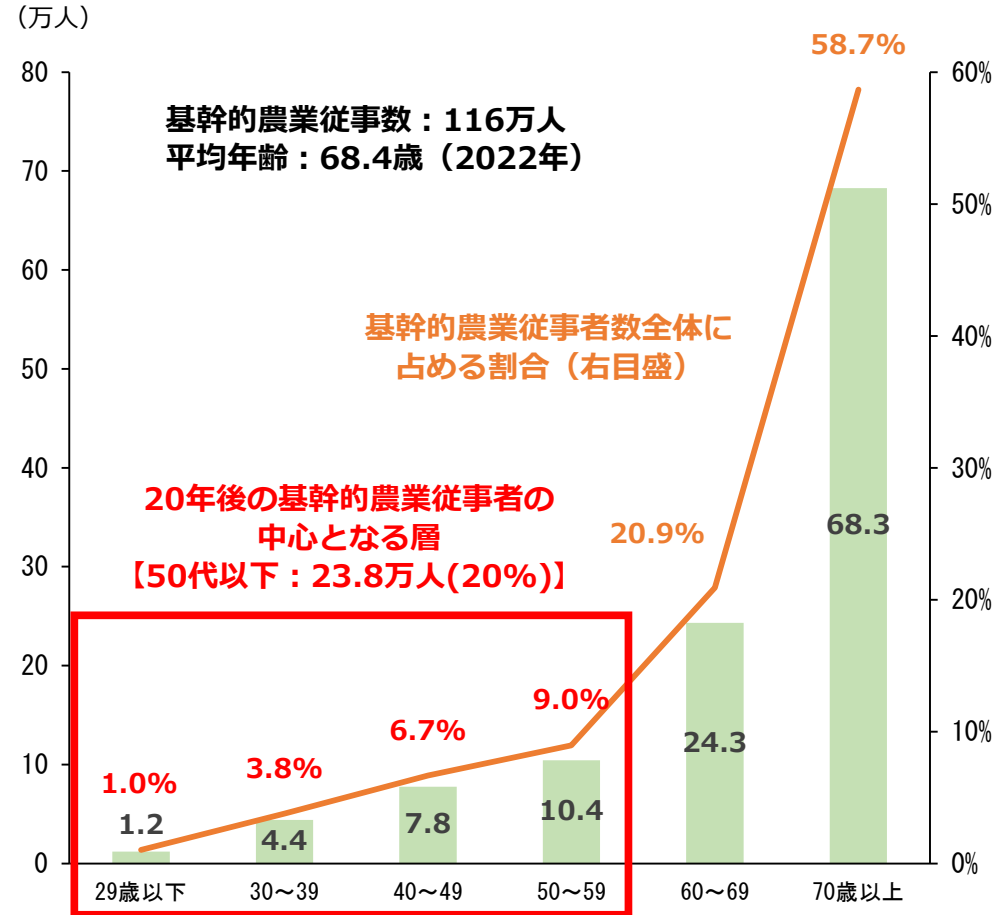
農業分野における課題（農業の担い手の減少・高齢化）

○ 基幹的農業従事者の年齢階層の推移



- 資料：
- 農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。
 - 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
 - 昭和35年は農業就業者数（国勢調査）の年齢構成から推計。
 - また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率（年齢階層別）から推計。
 - 平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

○ 基幹的農業従事者の年齢構成（2023年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向

食料・農業・農村政策の新たな展開方向

(R5.6.2 第4回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)

II 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

(5) 生産性の向上に資するスマート農業の実用化等

現行の基本法では、農業や食品加工・流通に関する技術について、研究開発や普及の推進を図る旨が規定されているが、

- ① 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業を実現するため、スマート技術や新品種の開発
 - ② 開発した技術や営業上の情報などの知的財産等の保護
 - ③ 食品の生産から加工・流通までの無駄を省く食料システムの構築
- 等の施策を講じていく旨を位置付ける。

特に**人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立**するため、

- ① **スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機構を中心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、**
- ② **生産者・農協、サービス事業者、機械メーカー、食品事業者、地方自治体等、産地・流通・販売が一体でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革**（栽培体系の見直し、サービス事業者の活用等）**などの取組を促進する**

仕組みについて検討する。

岸田総理御発言（抜粋）

(R5.6.2 第4回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

本日、食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめ、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立の3つを柱に、農政の転換を進めていくことといたしました。

(中略) 第3に、人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、**スマート技術の開発やサービス事業者の育成等を促進する仕組みを創設**いたします。

(R5.10.13 第5回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

(前略) 産学官連携を強化し、スマート技術に適した生産・流通方式への変革を図るため、**次期通常国会に向けてスマート農業の振興の法制化に取り組んでまいります。**

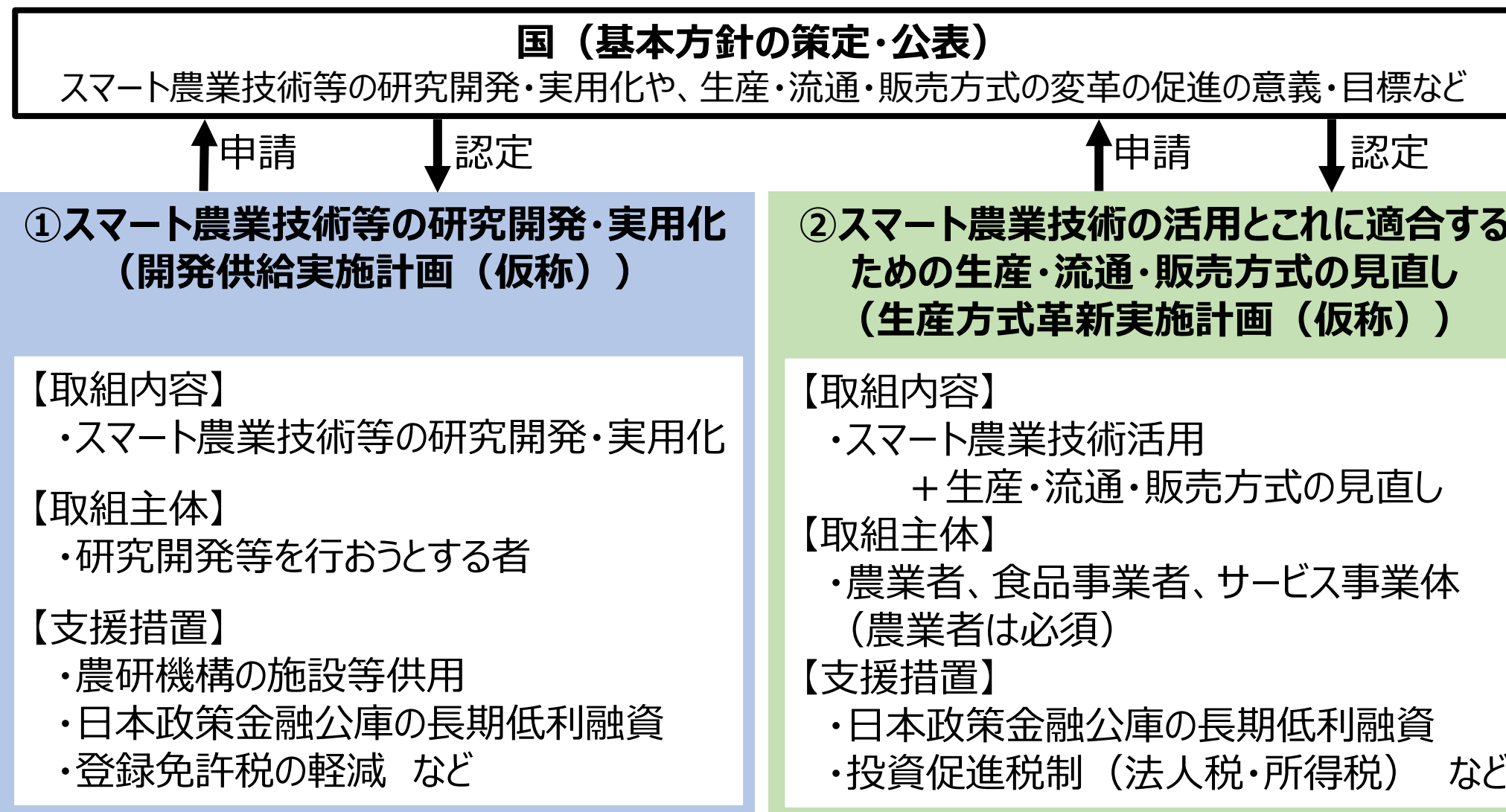
スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設

- 人口減少下においても、生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術の現場導入を一層加速することが不可欠。
- このため、①スマート農業技術等の研究開発・実用化と、②スマート農業技術の活用とこれに適合するための生産・流通・販売方式の見直しを一体的に推進するための法制度を検討。
→ 国が基本方針・目標を定め、これに沿った①、②それぞれの取組計画を国が認定し、税制・金融等で後押し

<現状・課題>

- 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約1/4（約120万人→約30万人）にまで減少することが見込まれ、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。
- 農業者の減少下においても生産水準が維持できる**生産性の高い食料供給体制を確立する**には、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の現場導入を加速するため**、
 - ① 実用化に至っていない**難易度の高い分野における研究開発等の促進**
 - ② スマート農業技術の活用とこれに適合する**生産・流通・販売方式の見直し**を一体的に推進する必要。

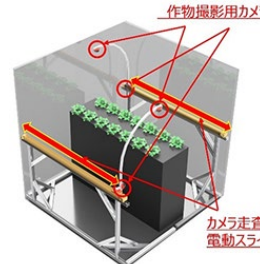
<具体的な措置の方向性>



スマート農業技術の研究開発に取り組むスタートアップ企業



試験用のほ場やロボット農機



栽培試験用の人工気象室（農研機構の施設等供用）



スマート農業技術の活用（自動収穫ロボット）

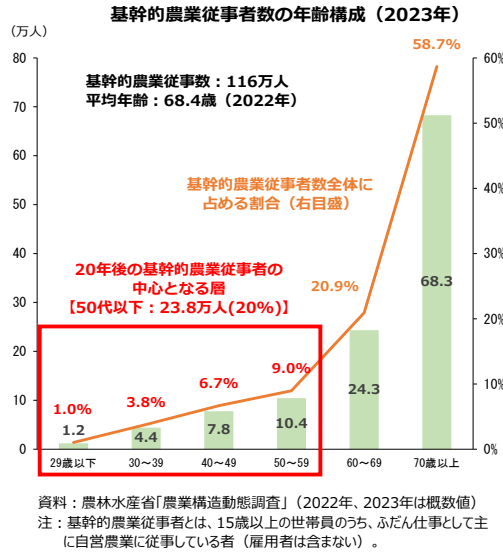


生産方式の見直し（機械作業が容易な樹形への転換）

スマート農業技術等を活用した生産性の高い食料供給体制の確立に向けた税制上の所要の措置 〔所得税・法人税、登録免許税〕

【政策の背景・目的】

- 今後20年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める70歳以上の年齢層がリタイアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、**従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれ。**



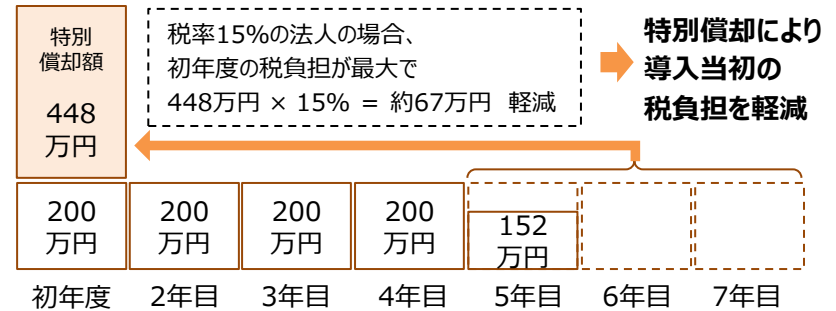
- 人口減少下においても、生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、**生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術や品種の開発・実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等をはじめとする新技術の現場導入を一層加速することが不可欠。**

【特例の概要】

- スマート農業技術の活用を促進するための法整備を前提に、同法の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等が、生産方式革新事業活動用資産等の取得等をして、生産方式革新事業活動の用に供した場合には、その取得価額の32% (建物等については16%) の特別償却ができる措置等を講ずる。(所得税・法人税)
- 同法の開発供給実施計画の認定を受けた者が、その開発供給実施計画に基づき行う登記について税率を軽減(0.7%→0.35%等)する措置を講ずる。(登録免許税)

< 特別償却のイメージ >

(例) 1,400万円、耐用年数7年のスマート農業機械を導入した場合



< 登録免許税の軽減のイメージ >

スマート農機を開発する新会社(資本金1,000万円)を設立

資本金1,000万円 × 0.35% = 3.5万円
※特例がない場合の登録免許税の最低額は15万円(株式会社の場合)
15万円 - 3.5万円 = 11.5万円
軽減額: 11.5万円

スマート農機を開発する会社が5億円の資金調達(増資)を実施

増資額5億円 × 0.35% = 175万円
軽減額: 175万円